

長岡市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市吉水運動広場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

- 1 開館時間
日の出から午後9時30分まで
- 2 休場日
積雪時
- 3 開館時間及び休館日を定める期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで